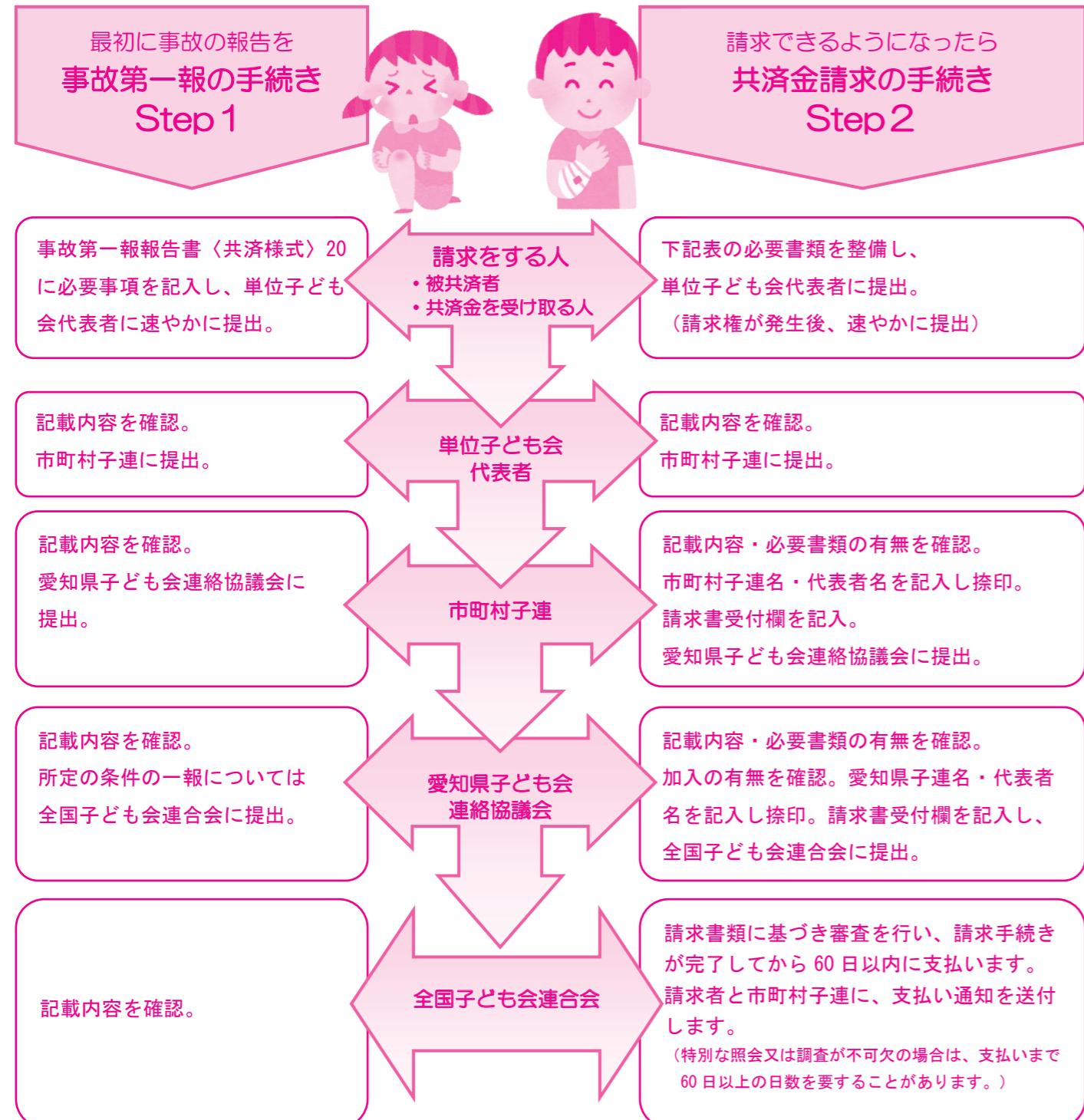


# 事故が起こったら

～事故第一報から共済金請求の流れ～



手続きについては各  
市町村子連へお尋ね  
ください。  
また、様式については  
愛知県子ども会連絡  
協議会ホームページ  
にご用意しています。

## 共済金請求の必要書類

	様式番号	医療共済金	後遺障害 共済金	死亡 共済金
<医療共済金> 請求書兼事故証明書	21	○		
個人情報の取扱いについての同意書	22	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
<死亡・後遺障害共済金> 請求書兼事故証明書	25		○	○
後遺障害診断書	26		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。

令和5年度

令和5年度

全国子ども会  
安全共済会に入ろう！

## 愛知県子ども会連絡協議会

愛知県名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 愛知県社会福祉会館内

電話番号：052-212-5508 FAX 番号：052-212-5507

ホームページ：<http://www.aichi-fukushi.or.jp/kodomokai/>

共済様式はこちらからダウンロードできます→



子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して  
感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

### 子ども会の活動、取り組み

- ☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動
- ☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



## 子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT (危険予知トレーニング) と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

### 全国子ども会安全共済会に加入するには・・・

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者が、次の年会費を納めることが必要です。

☆子ども会年会費 1人 **120円** (10月1日以降加入の場合 110円)

(内訳)

全国子ども会安全共済掛金・・・50円 (10月1日以降加入の場合 40円)

全国子ども会運営費・・・20円 (子ども会賠償責任保険料を含む)

愛知県子ども会連絡協議会運営費・・・50円

(安全教育、共済会加入・請求手続き、事前審査、名簿管理等の費用として)

70円

加入手続きに必要な書類など、全国子ども会連合会のホームページにご用意しております。また、ネットによる  
加入手続きもできますので、所属の都道府県・政令指定都市子連、および市区町村子連へご確認の上、ご活用く  
ださい。（全国子ども会連合会ホームページ参照）

### 全国子ども会安全共済とは

子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共  
済金が支払われます。

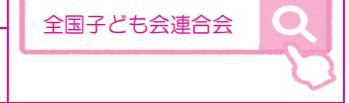
### 賠償責任保険とは

子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を  
与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保  
険金が支払われます。

自転車保険も取り扱っております。お申し込み、または詳細に関して、全国子ども会連合会の  
ホームページをご確認ください。



全国子ども会連合会



# 全国子ども会安全共済会のご案内

—令和5年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中に子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規定に従い共済金をお支払いするものです。

## 1. 捜査の対象となる「子ども会活動」とは

- ①子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
- ②子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- ③子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加し得る活動

（2）前項の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

## 2. 共済期間の制限

令和5年4月1日0時より令和6年3月31日24時までの一年間

期間の途中から加入の場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から令和6年3月31日24時まで。

## 3. 共済契約者の範囲

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
- ②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
- ④全国子ども会連合および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

## 4. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。10歳から加入可。加入年齢制限なし。4/1現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要。

## 5. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円（10月1日以降の加入は40円）。

共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県（指定都市）子連運営費が必要になります。

## 6. 共済金額

- （1）死亡共済金 600万円
- （2）後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- （3）医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%（支払限度額50万円）

## 7. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入も可）

共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あてに以下の手続きを完了すること。

①令和5年3月31日までに共済契約申込書を提出する。

②令和5年4月1日より5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。

③令和5年4月1日より5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。

## 8. 万一事故が発生した場合

## （1）事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病的程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。

## （2）共済金の請求

①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができる。

（ア）死亡共済金については、被共済者が死亡した時

（イ）後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時

（ウ）医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

②被共済者は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅する。

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益社団法人  
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル  
TEL 03-5319-1741（代） FAX 03-5319-1744  
<http://www.kodomo-kai.or.jp>  
E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp

会員のみなさまへ

# 子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約  
・特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット]

## この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会」が保険料を負担し契約しているものであり、主な補償内容をご案内するものです。（加入をおすすめるものではありません）
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者（注1）以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体（注2）や指導者等（安全共済会加入者に限る）（注3）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

（注1） 主催者は、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18歳以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務※を行なう者をいいます。  
※主催者業務を行なう者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

（注2） 主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

（注3） 指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18歳以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱された者をいいます。

■この保険は各子ども会行事の主催者側の賠償を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の個人賠償を補償するものではありません。

■保険期間（ご契約期間） 令和5年4月1午後4時から令和6年4月1午後4時まで ■保険金額（ご契約金額） お支払い金額は以下のとおりです。

### ◆施設所有（管理）者賠償責任保険（借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット）

<b>身体障害</b>	1名につき	1億円	<b>免責金額なし</b>	<b>財物損壊</b>	1事故につき	200万円	<b>免責金額1,000円</b>
	1事故につき	5億円					

### 借用イベント 施設損壊補償特約

他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

### ◆受託者賠償責任保険

<b>財物損壊</b>	1事故・ 保険期間中 につき	1,000 万円	<b>免責金額 3,000円</b>

受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積込みもしくは積卸し作業または積卸し作業後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。

### お支払いする保険

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ② 子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償責任についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤ 子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体の障害に対する損害賠償責任ただし、満18才未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥ 全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧ 自動車、航空機、昇降機（小荷物専用昇降機は除きます。）、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

（例）スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故（正当な競技規則に従って行為していた場合）や闘争行為（喧嘩）により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はありません。

■免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

### ■取扱代理店

株式会社 保険代行社

〒141-0031

東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F

TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

### ■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課

〒103-8250

東京都中央区日本橋3-5-19

TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609